

# 文教委員会資料

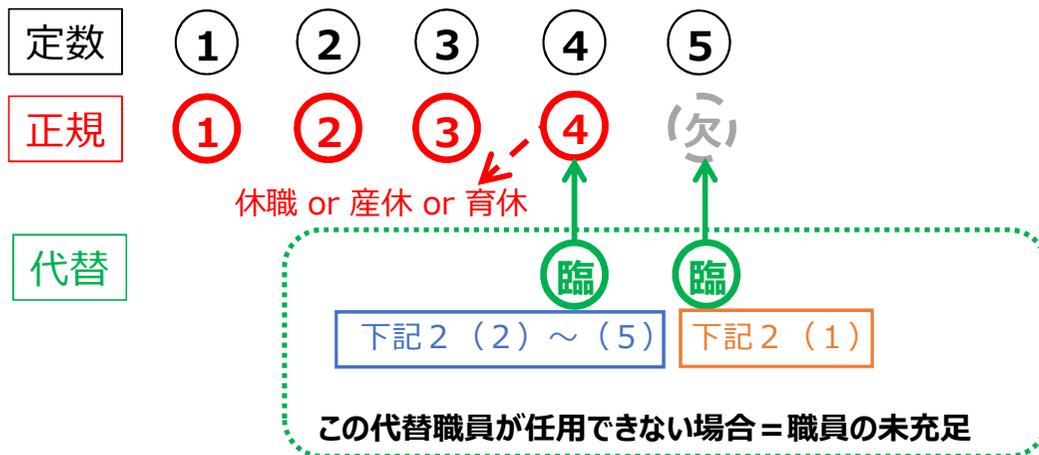
所管事務の調査（報告）  
教員確保の状況について

資料 教員確保の状況について

令和7年5月28日  
教育委員会事務局

# 欠員臨任及び代替職員について

## 1 代替職員の配置イメージ



## 2 代替職員の種類

任用形態	任用種別	任用する条件	根拠法
臨時的任用	(1) 欠員臨任	欠員を生じた場合	地方公務員法第22条の3
	(2) 休職臨任	休職が発令された場合	地方公務員法第22条の3
	(3) 産休臨任	女子教職員が出産をする場合	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条
	(4) 育休臨任	教職員が育児休業を請求した場合で、当該請求期間が1年未満のとき	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号
育児休業代替任期付	(5) 育休任期付	教職員が育児休業を請求した場合で、当該請求期間が1年以上のとき（本市では育児休業2年度目以降に適用）	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号
一般任期付	(6) 一般任期付	当面の間の学級数の増加（定数増）に対応する場合	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条

### 【参考】正規教員、臨時的任用教員、非常勤講師の違い

	正規教員	臨時的任用教員	非常勤講師
職務	授業（教科指導） 部活動等の指導 学級担任 学校行事の運営 など		原則、授業のみ
1週間の勤務時間	38時間45分 （フルタイム）		最大29時間 （パートタイム）
学級担任	あり		なし
校務分掌	あり		原則なし
部活動	あり		なし

# 川崎市立学校教員の定数・欠員状況及び新規採用者数の推移

- 定数について、令和7年度では6,558.41人となり、令和6年度と比べて80.25人の増加
- 欠員数について、令和7年度では168人となり、令和6年度と比べて91.5人の減少
- 令和3年度以降、新規採用者数を増やすことで、定数の増加数に対して欠員数は減少させている。

## 【教諭】

(単位 人)

校種	内訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	定数	3,569	3,582	3,686.5	3,766.67	3,847.08	3,913.49
	欠員	71	78	90	59.5	98.5	61.5
	新規採用者	180	148	182	228	192	269
中学校	定数	1,770	1,765	1,787.5	1,814.8	1,869.75	1873.75
	欠員	81	98	96	126	97	54
	新規採用者	88	44	71	85	122	149
高等学校 (全・定)	定数	400	398	397	397	395	396
	欠員	42	39	40	31	28	23
	新規採用者	13	11	11	20	21	23
特別支援学校	定数	372	366	353	345.2	366.33	375.17
	欠員	29	24	32	22	36	29.5
	新規採用者	31	19	14	25	23	28
合計	定数	6,111	6,111	6,224	6,323.67	6,478.16	6,558.41
	欠員	223	239	258	238.5	259.5	168
	新規採用者	312	222	278	358	358	469

※各年度5月1日時点 ※養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員を除く。

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第18条に定めるもの（18条定数）は含まない。

※小数点以下の数値は、産育休等の前倒し任用や再任用短時間勤務職員等を任用しているために生じている。

# 川崎市立学校における教員の産育休取得者数及び休職者数の推移

- 産休取得者数について、令和6年度は207人となり、令和5年度と比べ33人減少したものの**200人超で推移**
- 育児休業取得者数について、男性の育児休業取得者数は令和6年度66人となり**増加傾向**、  
また、合計人数は、令和6年度は426人となり、令和5年と比べ42人減少したものの**400人超で推移**
- 休職者数について、精神疾患による休職者数が令和6年度は81人となり、令和5年度と比べ10人減少したが、  
休職者数全体では100人を超える。
- 育休取得期間について、学校を含んだ教育委員会全体の傾向として、**市長事務局より長期間取得**している。

## ■産休（産前産後休暇）取得者数（全校種）（人）

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
226	248	236	240	207

\*校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、  
養護教諭、栄養教諭を含まない。

## （参考）令和6年度の月別産休新規取得者数の状況（人）

校種\産休始期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
小学校	10	10	10	11	12	7	6	7	11	11	7	14	116
中学校	4	3	4	3	2	1	3	2	1	1	2	6	32
高等学校			1	1	2	1							5
特別支援学校	1	2	2	1		1	1	1	1			2	12
計	15	15	17	16	16	10	10	10	13	12	9	22	165

\*校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

## ■育児休業取得者数（全校種）（人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
男	7	23	36	58	66
女	374	414	404	410	360
合計	381	437	440	468	426

\*校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

## ■休職者数（全校種）（人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
精神疾患	61	68	84	91	81
その他疾患	20	18	17	22	20
合計	81	86	101	113	101

\*校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

## ■育休取得期間

	育休取得期間	
	1年超2年以下の割合	2年超の割合
教育委員会	24.3%(74人)	37.7%(115人)
市長事務局 (消防・公営企業等除く)	21.8%(41人)	5.9%(11人)

\*「勤務条件等に関する調査」令和5年度版より作成。

\*育休取得期間は、R5年度新規取得者における育休請求の承認期間をもとにしている。

# 川崎市立学校教員の事由別退職者数及び退職率、年代別退職者数及び退職率の推移

○定年外退職者数について、令和6年度は179人となり、令和5年度と比べ10人減少したものの退職率は3%を超える

退職事由	退職者数／退職率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家事専念等	退職者数（人）	24	16	30	56	69
	退職率（％）	0.43	0.28	0.53	0.98	1.17
転居	退職者数（人）	6	17	11	8	3
	退職率（％）	0.11	0.30	0.19	0.14	0.05
転職 （官公署）	退職者数（人）	44	47	41	46	47
	退職率（％）	0.78	0.84	0.73	0.80	0.80
転職 （民間）	退職者数（人）	25	8	18	33	20
	退職率（％）	0.44	0.14	0.32	0.58	0.34
進学	退職者数（人）	0	0	0	2	0
	退職率（％）	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00
私傷病	退職者数（人）	8	15	19	21	13
	退職率（％）	0.14	0.27	0.34	0.37	0.22
勸奨	退職者数（人）	13	12	26	15	18
	退職率（％）	0.23	0.21	0.46	0.26	0.30
その他	退職者数（人）	4	6	6	8	9
	退職率（％）	0.07	0.11	0.11	0.14	0.02
定年外 退職合計	退職者数（人）	124	121	151	189	179
	退職率（％）	2.20	2.15	2.67	3.30	3.03
定年	退職者数（人）	102	116	120	0	94
	退職率（％）	1.81	2.07	2.12	0.00	1.59
合計	退職者数（人）	226	237	271	189	273
	退職率（％）	4.02	4.22	4.80	3.30	4.63

※校長、副校長、教頭、総括教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

※一般任期付職員は含まない。

※令和5年度は定年退職年齢上げのため、定年退職者は0人

※退職率＝該当年度の退職者数÷該当年度5月1日の職員数×100

○退職数は20代・30代が40代・50代よりも多い

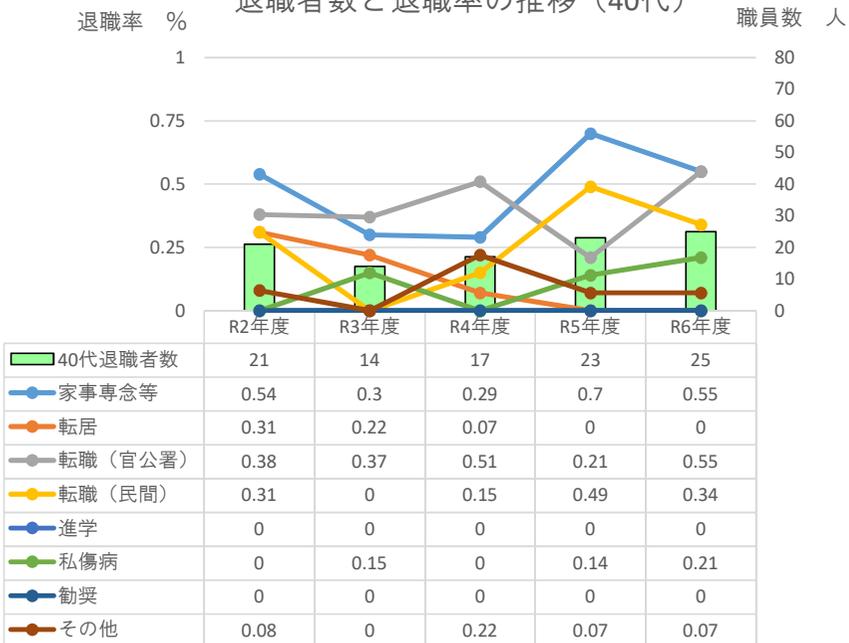
退職者数と退職率の推移（20代）



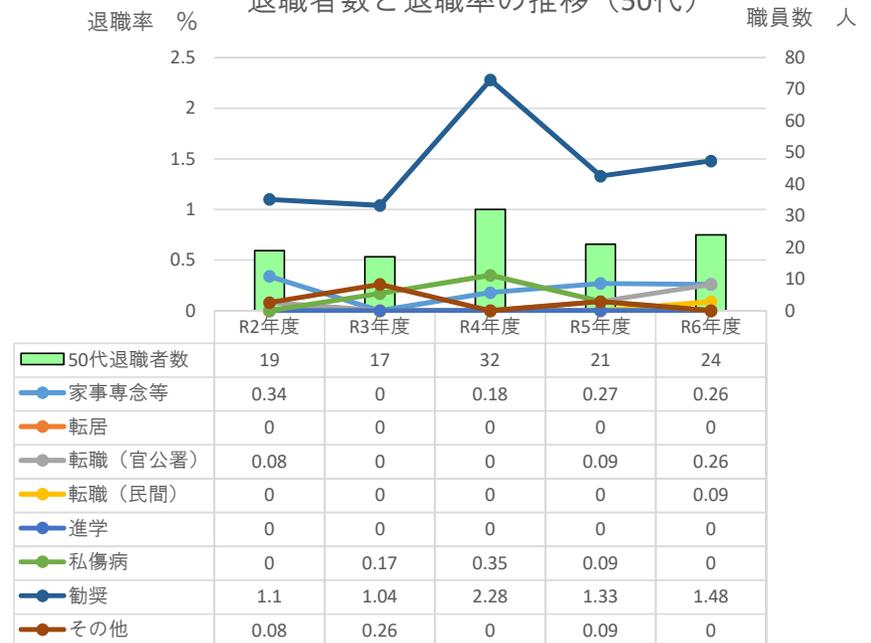
退職者数と退職率の推移（30代）



退職者数と退職率の推移（40代）



退職者数と退職率の推移（50代）



# 公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合（令和6年度）

- 本市における、令和6年度の正規教員の割合は**92.8%**であり、令和5年度（94.6%）と比べて**1.8ポイント減少**した。
- 政令指定都市のうち、**本市は8番目に正規教員の割合が高い**。
- 神奈川県内の政令指定都市は、すべて正規教員の割合が減少している。

	政令指定都市名	正規教員の割合（%）
1	仙台市	95.6 ↓
2	名古屋市	95.0 ↓
3	福岡市	94.6 ↓
4	横浜市	93.5 ↓
5	神戸市	93.2 ↑
6	大阪市	93.0 ↑
7	新潟市	92.9 ↓
<b>8</b>	<b>川崎市</b>	<b>92.8 ↓</b>
9	静岡市	92.1 ↑
10	札幌市	91.8 ↓

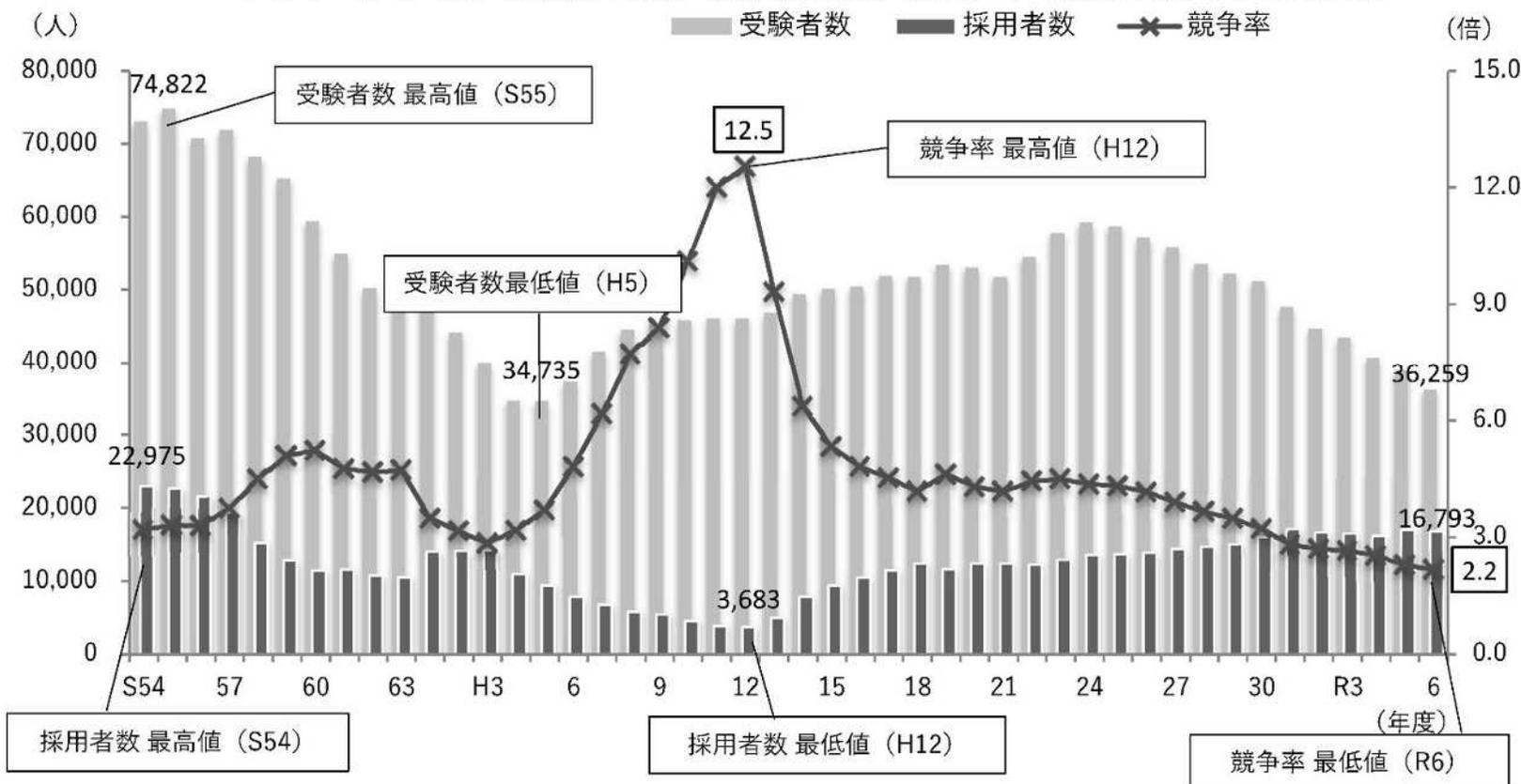
	政令指定都市名	正規教員の割合（%）
11	浜松市	91.7 ↑
11	北九州市	91.7 ↓
13	千葉市	91.5 ↓
14	相模原市	91.3 ↓
15	熊本市	90.6 ↑
16	京都市	90.4 ↓
17	さいたま市	90.3 ↑
18	広島市	87.5 ↑
19	堺市	86.4 ↑
20	岡山市	86.3 ↑

（文部科学省資料より作成）  
 ※矢印は前年度からの増減を表している。

## 1. 小学校 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）

- 競争率（採用倍率）は、2.2倍（過去最低）で、前年度の2.3倍から低下。
- 小学校において採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度においては採用者数が3,683人であるのに対し、令和6年度は採用者数が平成12年度の4倍以上の16,793人であり、これは昭和58年度以降最多だった令和5年度とほぼ同程度となっている。
- 採用者数が中長期的に安定している自治体では高い採用倍率を維持している一方、採用者数を大幅に増やしてきた自治体で採用倍率が低下している状況にある。

図2 小学校 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移

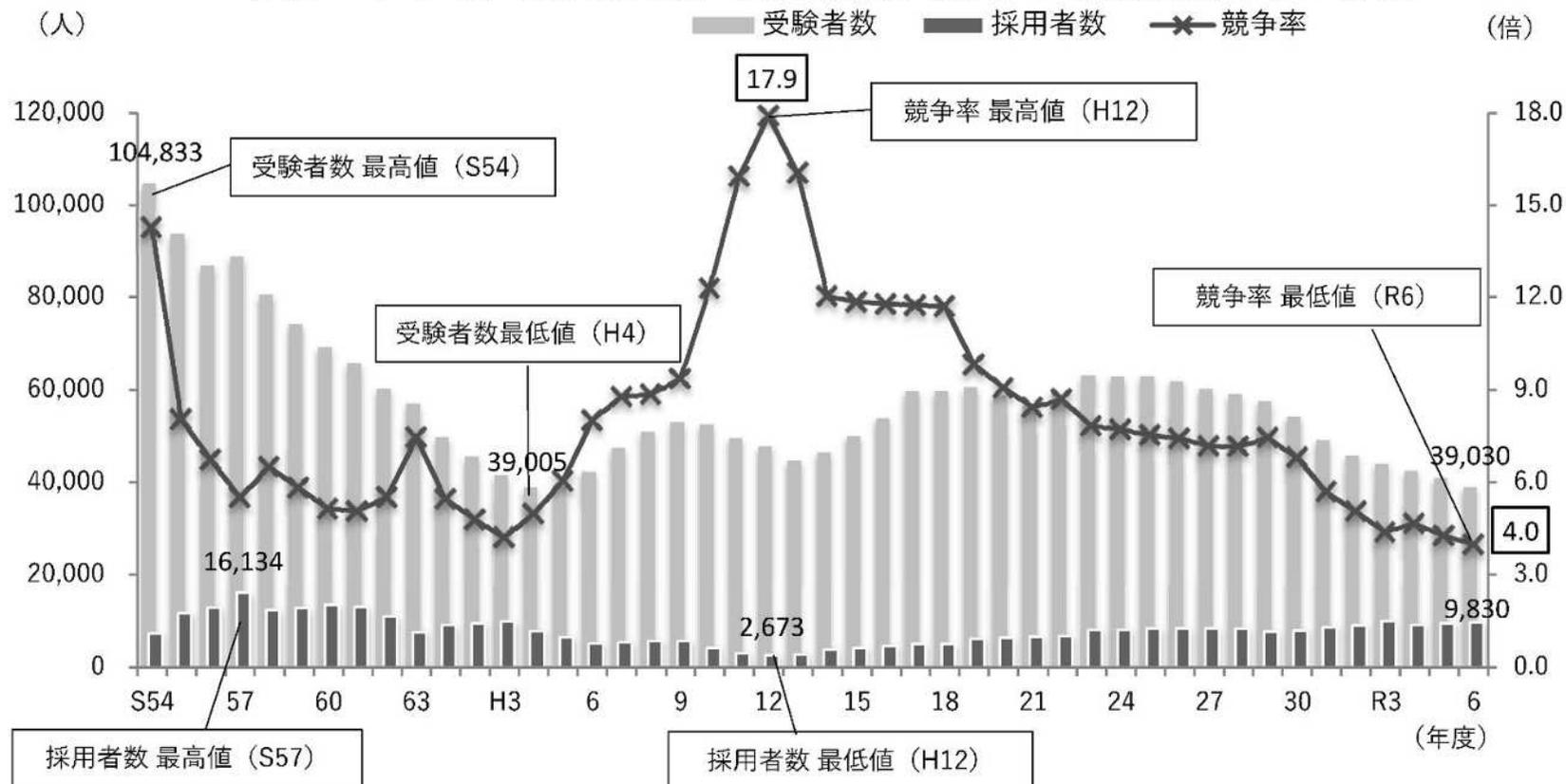


## 2. 中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)

○中学校の競争率(採用倍率)は、4.0倍で、前年度の4.3倍から低下。

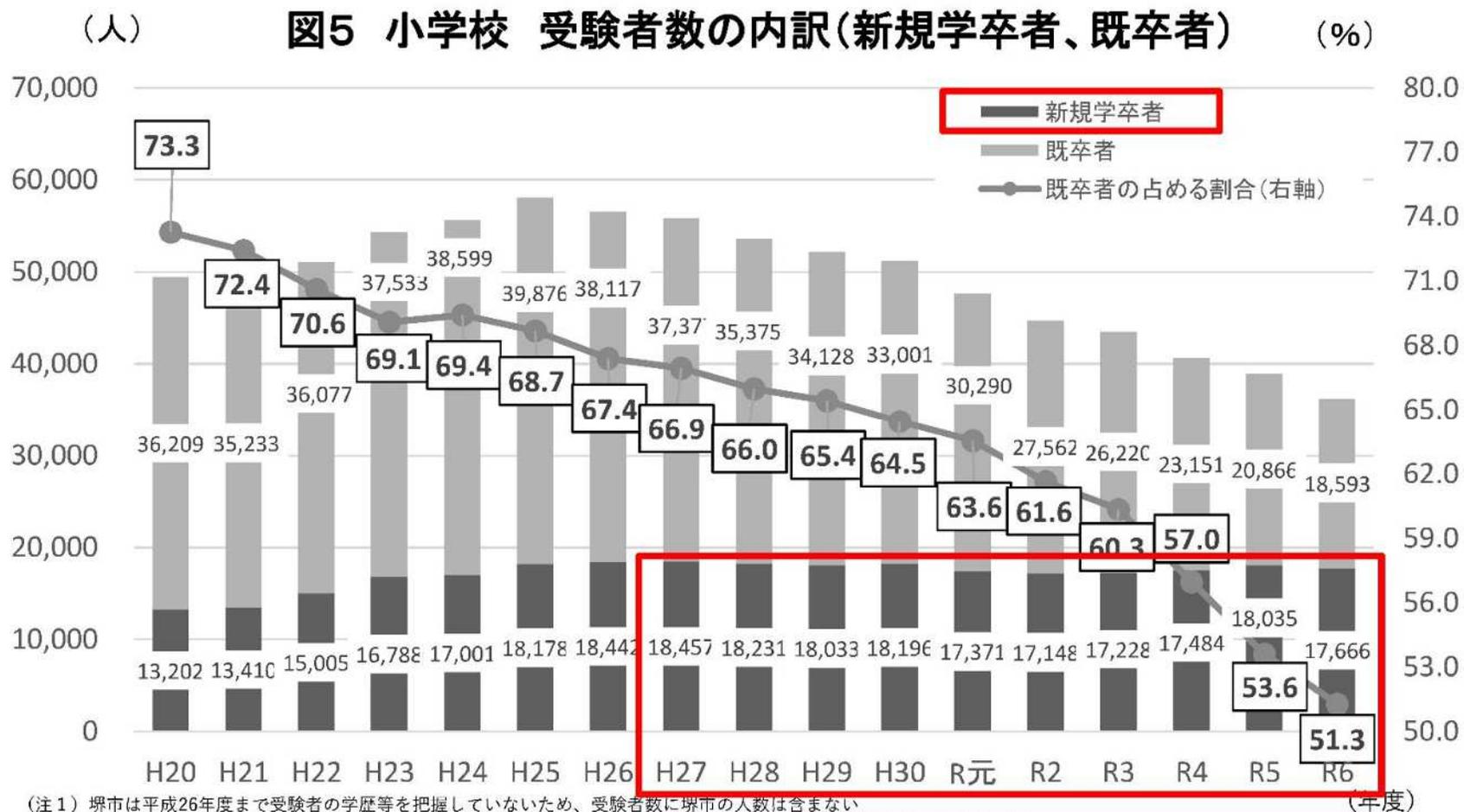
- ・採用者数は、9,830人で、前年度に比較して241人増加
- ・受験者数は、39,030人で、前年度に比較して1,930人減少

図3 中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



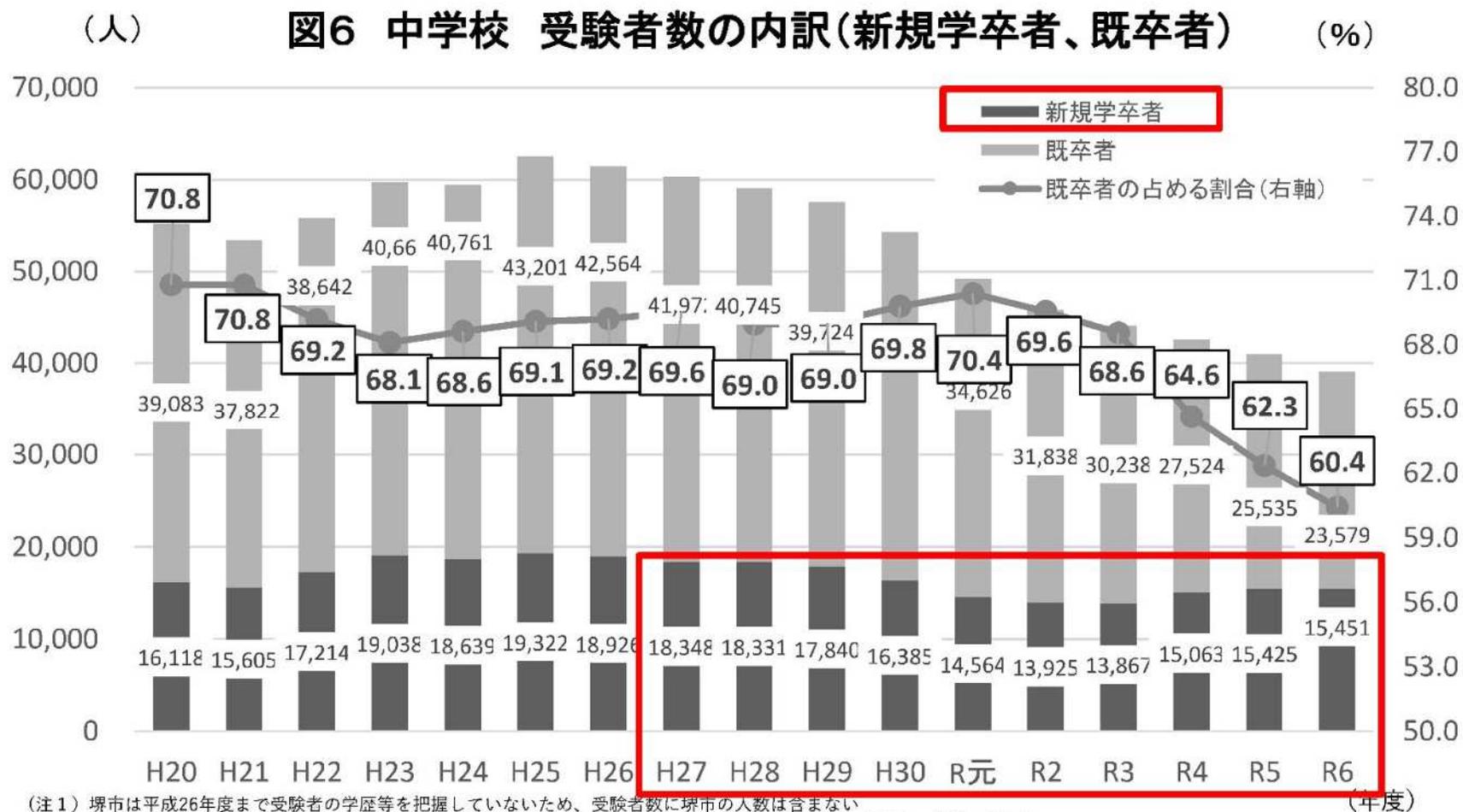
## 5. 受験者数の新規学卒者・既卒者の内訳

○小学校については、新規学卒者も減少したが、特に既卒の受験者が引き続き大きく減少している。



## 5. 受験者数の新規学卒者・既卒者の内訳

○中学校については、新規学卒者が増加したが、既卒者が引き続き大きく減少している。中長期的には、小学校と比べて、新規学卒者が減少傾向にあるが、令和3年度以降は回復傾向が見られる。



（注1）堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない

（注2）大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

# 川崎市立学校教員採用試験の実績と辞退者数の推移

○令和6年度実施試験の採用倍率は、小学校が1.6倍、中学校／高等学校が2.3倍、特別支援学校が1.9倍であり、**校種を問わず、教員の人材確保が難しい状況**になってきている。

試験実施年度	内訳	小学校	中学校／高等学校	特別支援学校
令和6年度 <small>※秋期選考、冬期選考は含まない</small>	募集者数	230人程度	160人程度	20～25人
	応募者数(人)	400	443	61
	受験者数(a)(人)	352	387	50
	合格者数(b)(人)	252	187	27
	採用者数(c)(人)	216	169	27
	採用辞退者数(d)(人)	35	14	2
	合格倍率(a/b)	1.4	2.1	1.9
	採用倍率(a/c)	1.6	2.3	1.9
	辞退率(d/b)(%)	13.9	7.5	7.4
	令和5年度	募集者数	220人程度	100～115人程度
応募者数(人)		532	506	81
受験者数(a)(人)		463	426	68
合格者数(b)(人)		252	159	25
採用者数(c)(人)		192	139	23
採用辞退者数(d)(人)		60	13	2
合格倍率(a/b)		1.8	2.7	2.7
採用倍率(a/c)		2.4	3.1	3.0
辞退率(d/b)(%)		23.8	8.2	8.0
令和4年度		募集者数	220人程度	90～95人程度
	応募者数(人)	563	486	70
	受験者数(a)(人)	500	416	65
	合格者数(b)(人)	285	109	28
	採用者数(c)(人)	227	104	27
	採用辞退者数(d)(人)	53	5	0
	合格倍率(a/b)	1.8	3.8	2.3
	採用倍率(a/c)	2.2	4.0	2.4
	辞退率(d/b)(%)	18.6	4.6	0.0
	令和3年度	募集者数	190人程度	50～55人
応募者数(人)		514	434	65
受験者数(a)(人)		443	375	59
合格者数(b)(人)		210	83	18
採用者数(c)(人)		182	81	15
採用辞退者数(d)(人)		26	3	2
合格倍率(a/b)		2.1	4.5	3.3
採用倍率(a/c)		2.4	4.6	3.9
辞退率(d/b)(%)		12.4	3.6	11.1
令和2年度		募集者数	160人程度	55人程度
	応募者数(人)	519	456	82
	受験者数(a)(人)	469	418	73
	合格者数(b)(人)	163	55	20
	採用者数(c)(人)	148	51	20
	採用辞退者数(d)(人)	16	4	1
	合格倍率(a/b)	2.9	7.6	3.7
	採用倍率(a/c)	3.2	8.2	3.7
	辞退率(d/b)(%)	9.8	7.3	5.0

# 川崎市立学校教員採用試験受験者の新規学卒者・既卒者の内訳

- 小学校においては、令和6年度では新規学卒者の受験者が大きく減少したため、既卒者の占める割合が増加した。
- 中学校／高等学校における新卒の受験者は、令和3年度は減少したものの、令和2年度以降概ね横ばいとなっている。
- 採用者における既卒者の割合は、令和6年度において、小学校は約4割、中学校は約7割となっている。

試験実施年度	校種	受験者				採用者			
		新卒	既卒	計	既卒者の占める割合	新卒	既卒	計	既卒者の占める割合
令和6年度	小学校	194	158	352	44.9	133	83	216	38.4
	中学校／高等学校	154	233	387	60.2	51	118	169	69.8
令和5年度	小学校	296	167	463	36.1	137	55	192	28.6
	中学校／高等学校	153	273	426	64.1	47	92	139	66.2
令和4年度	小学校	274	226	500	45.2	125	102	227	44.9
	中学校／高等学校	152	264	416	63.5	41	63	104	60.6
令和3年度	小学校	194	249	443	56.2	99	83	182	45.6
	中学校／高等学校	109	266	375	70.9	31	50	81	61.7
令和2年度	小学校	214	255	469	54.4	84	64	148	43.2
	中学校／高等学校	144	274	418	65.6	14	37	51	72.5

※ 令和6年度は秋期選考及び冬期選考を除く。

# 川崎市立学校における教員の人材確保に向けた取組

項目	具体的な対策								
任用方法	<b>一般任期付教員採用選考の実施</b> (採用人数は令和4年度64人、令和5年度42人、令和6年度64人、令和7年度45人)						一般任期付教員から正規教員に合格した人数		
							令和5年度採用	令和6年度採用	令和7年度採用
							31人	20人	56人
	令和7年7月までの産育休予定者の一部について、代替の臨時的任用教員予定者を年度当初から前倒し任用 (小学校29人、中学校8人、高等学校1人、特別支援学校2人)								
	産育休予定者の一部について、代替の臨時的任用職員等予定者を非常勤講師として市独自に前倒し任用 (小学校10人、中学校1人、特別支援学校4人) *令和7年度任用実人数								
人材育成 ・ 人事配置	<b>中学校・高等学校から小学校への異動による専科教員を配置</b> (令和4年度12人、令和5年度5人、令和6年度11人、令和7年度11人) *高等学校からの配置は令和7年度異動者から実施								
	中学校教員等の小学校教員免許等取得費を予算化 (令和4年度3人、令和5年度9人、令和6年度10人、令和7年度10人 ⇒ 実績 令和4年度2人、令和5年度9人、令和6年度6人、令和7年度7人) *令和7年度は受講予定者数								
	<b>育児短時間勤務制度の積極的な運用</b> (令和3年度5人、令和4年度21人、令和5年度35人、令和6年度48人、令和7年度77人) *令和7年度は取得予定者を含む。								
臨時的任用教員 ・ 非常勤講師	<b>非常勤講師の任用週数(年間総勤務時間数)の最大52週化</b> ⇒ 最大52週分の総勤務時間数とし、年間を通じて安心して働ける雇用と教材研究時間や研修を受ける機会を確保								
	<b>非常勤講師の週勤務時間数の拡充</b> ⇒ 未充足が生じている学校で勤務する非常勤講師の週勤務時間数を35時間まで拡充しマンパワーを確保 *必要に応じて予算流用で対応								
	<b>臨時的任用教員、非常勤講師の臨時登録会(土曜、夜間)の実施</b>						令和6年度 任用につながった件数(令和7年5月1日現在)		
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	登録会の種類	実施回数	任用者数
	回数	4	14	49	43	36	通常の登録会	46回	165人
						臨時登録会	36回	152人	
	<b>パーティーチャー向け個別相談会の開催</b> (令和4年度 2回実施 26人、令和5年度 1回実施 23人、令和6年度 1回実施 31人)								
「川崎市教職員こころの健康づくり指針」に基づくメンタルヘルス対策	<b>セルフケア・ヘルスリテラシーの向上</b> ⇒ 健康診断やストレスチェックの受検、健康の維持・増進に係る研修受講、産業医面接・保健指導等の実施等								
	<b>健康で働きやすい職場環境づくり</b> ⇒ 安全衛生委員会等での「こころの健康」に関する研修の実施、ストレスチェック集団分析結果を活用した職場環境改善等								
	<b>メンタルヘルス不調者の早期発見・早期対応・療養支援</b> ⇒ 初任者等への巡回相談の実施、全校訪問と管理職へのメンタルヘルス対策の普及啓発及び情報共有等								
	<b>メンタルヘルス不調者の円滑な職場復帰・再発防止</b> ⇒ 療養中からの支援、再発防止策の検討、復職後面談の実施等								

項目	具体的な対策								
正規教員採用試験	教員採用試験の成績上位者を対象とした、 <b>奨学金返還支援事業の新設</b>								
	正規教員の <b>採用試験の早期化</b> として、小学校における <b>大学3年生を対象とした受験区分の新設</b> (令和5年度は30人程度募集32人合格し全員採用、令和6年度は50人程度募集53人合格)								
	正規教員への <b>受験機会を拡充し、優れた人材、多様な人材の更なる確保</b> を目的とした <b>秋期選考、冬期選考の実施</b> (人)								
	令和6年度実施		選考	募集			応募	合格	採用
			秋期	小学校50名程度、特別選考C（ジョブ・リターン制度）10～30人程度			141	24	20
			冬期	小学校、中学校・高等学校、特別支援学校 計60人程度			33	3	3
	市内・市外・大学での <b>採用試験説明会</b> の実施（令和6年3月から一般向けオンライン説明会を実施）								
	説明会の開催実績								
	説明会		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
			春	秋	春	秋	春	秋	
市内会場 (オンライン説明会を含む。)	回数(回)	4	1	5	1	9	5		
	参加者数(人)	258	63	247	55	180	97		
市外会場	回数(回)	4	-	4	-	4	-		
	参加者数(人)	70	-	109	-	40	-		
大学会場 (オンライン、訪問のみを含む。)	回数(回)	84	94	82	84	96	99		
	参加者数(人)	583	1,051	840	744	745	757		
計	回数(回)	92	95	91	85	109	104		
	参加者数(人)	911	1,114	1,196	799	965	854		
<b>学校見学会の実施</b> （令和5年度から再開） （教員を目指す学生やいわゆるペーパーティーチャーを対象とし、授業参観や現職教員との懇談等を全校種で実施）									
<b>地方会場試験</b> （令和2年度、令和3年度は中止）の <b>再開及び新設</b>				地方会場受験者の採用者数（採用延期者含む。） (人)					
年度		会場		会場	令和5年度実施	令和6年度実施			
令和4年度・5年度		2会場（愛知、宮城）		宮城	8	10			
令和6年度		3会場（愛知、宮城、兵庫）		愛知	40	25			
				兵庫	-	31			

# 教員の働き方改革に向けた取組【意見交換会の実施】

- 令和5年度から引き続き、現状や課題を把握しつつ、既存の概念や業務に捉われない柔軟な発想や、最先端の実践事例等を基に参加者の視野を広げることで、新たな解決の対応の方向性を見出すことを目的として、令和6年度においてもワークショップ形式で教員との意見交換会を実施
- 教育課程の編成による創造的な余白づくりや、教員の負担軽減・業務改善など4つの視点において、様々な意見があった。
- 令和7年度は、これらのアイデアを取り入れ、教員の働き方改革を推進する「実践校」創出を進めている。

## これまでの意見交換会で出た主なアイデア

### ①教育課程の編成による創造的な余白づくり

- 【小学校】
- 週時数・シーズン制・40分授業
  - 日課（下校時刻を早める）教育課程 など

- 【中学校】
- 教育課程・授業時間やコマ数の弾力化
  - 行事の精選（体育祭や文化祭の短縮等）など

### ②教員の負担軽減・業務改善

- 【小学校】
- 複数教員での授業・学校運営（教科担任制・学年担任制等）
  - 学校徴収金・会計業務（保護者直接対応等）など

- 【中学校】
- 採点ソフトの導入、テスト作成の業者委託
  - 部活動（大会の見直し、引率の軽減）など

### ③児童生徒主体の学びへ転換

- 【小学校】
- 学び方・授業の在り方（子ども主体の授業等）
  - 評価の在り方・成績表（テストの廃止等）など

- 【中学校】
- テストの在り方（クラウド化等）
  - 学び方・授業の在り方（子ども主体の授業、オンライン授業等） など

### ④仕組みづくり・環境整備など

- 【小学校】
- 保護者、地域連携の負担軽減
  - 働き方・勤怠管理（勤務時間の弾力化等）など

- 【中学校】
- デジタル化・文書削減・一元化（市の依頼文書削減等）
  - 清掃活動（外部委託等） など

# 川崎市立学校教員の欠員及び産育休等代替教員の未充足の状況

- 欠員数について、令和7年度は168人となり、令和6年度と比べ91.5人減少した。
- 令和7年度の未充足計について、校種別にみると、**小学校は84.5人(25人減少)**、**中学校23人(14人増加)**、**高等学校3人(2人減少)**、**特別支援学校9.5人(7.5人減少)**であった。
- 令和7年度の未充足の合計は120人であり、令和6年度と比べ20.5人減少した。  
未充足のうち、**61人分**は代替非常勤講師を配置し、教員未充足の影響が最小限となるよう取り組んでいる。

## 1. 欠員及び休職者の状況

(単位：人)

	欠員			産育休取得者			休職者		
	令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減
小学校	98.5	61.5	▲37	203	202	▲1	23	22	▲1
中学校	97	54	▲43	60	50	▲10	8	11	3
高等学校	28	23	▲5	8	8	0	3	0	▲3
特別支援学校	36	29.5	▲6.5	26	23	▲3	3	2	▲1
合計	259.5	168	▲91.5	297	283	▲14	37	35	▲2

## 2. 欠員及び休職者の未充足状況

(単位：人)

	欠員未充足			産育休代替未充足			休職代替未充足			未充足計		
	令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減
小学校	63.5	31.5	▲32	34	37	3	12	16	4	109.5	84.5	▲25
中学校	6	7	1	2	7	5	1	9	8	9	23	14
高等学校	2	2	0	0	1	1	3	0	▲3	5	3	▲2
特別支援学校	15	3.5	▲11.5	1	6	5	1	0	▲1	17	9.5	▲7.5
合計	86.5	44	▲42.5	37	51	14	17	25	8	140.5	120	▲20.5

このうち、**61人分**は代替非常勤講師を配置し、  
教員未充足の影響が最小限となるよう  
取り組んでいる。

※各年度5月1日時点  
 ※校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。  
 ※短時間職員は0.5人換算

# 川崎市立学校における教員不足への対応状況

- 学級編制の弾力的運用について、令和7年度は**7校14学級**となり、令和6年度と比べて**3校9学級の増加**
- 加配定数を担任に充てて対応している学校について、令和7年度は**55校**となり、令和6年度と比べて**7校の減少**

## 1 小学校における学級編制の弾力的運用※の実施状況（4月7日時点）

	幸町小	下小田中小	高津小	平小	菅生小	登戸小	はるひ野小
令和7年度 (7校14学級)	6年2学級 (35人、36人×2)	3年2学級 (35人×3、38人×2)	6年3学級 (34人×2、35人、36人×3)	2年1学級 (35人、36人)	2年1学級 (35人×2、36人)	4年3学級 (35人、37人×3)	5年2学級 (35人×2、36人、37人)
令和6年度 (4校5学級)	古市場（4年：1学級）、宮前平（5年：1学級）、富士見台（1年：2学級）、宮崎台（2年：1学級） (35人、36人) (35人×2、36人) (35人×3、36人×2) (35人×3、36人)						

※学級担任が不在となる影響を最小限にすることを教育的配慮として、義務標準法による学級編制の標準（1学級35人）を超える編制を行うこと。

## 2 加配定数を担任に充てている小学校の状況

**115校中55校**において、加配定数を担任に充てて対応（令和6年度は**114校中62校**が加配定数を担任に充てて対応）

加配定数の種類	学校数	教科担任制	専科	英語専科	特別支援学級 複数	国際教室	通級指導教室	初任者研修	その他
		令和6年度	12校	24校	4校	6校	7校	1校	2校
令和7年度	5校	19校	3校	3校	8校	0校	0校	29校	
増減	▲7校	▲5校	▲1校	▲3校	1校	▲1校	▲2校	▲10校	
人数	令和6年度	11.5人	24人	3.5人	6人	7人	2人	2人	37.5人
	令和7年度	5人	20人	3人	2.5人	9人	0人	0人	30.5人
	増減	▲6.5人	▲4人	▲0.5人	▲3.5人	2人	▲2人	▲2人	▲7人

※各年度5月1日時点

※定数0.5人には短時間勤務職員を配置

※加配定数の教員が不足している学校及び人数を集計

※複数の加配定数を担任に充てている学校があるため、加配定数毎の学校数の合計と対応した校数は異なる。

# 川崎市立学校における教員不足への対応状況

- 学級担任が不足する学校数は、令和7年度では**5校**となり、令和6年度と比べて**6校の減少**
- 教員の負担軽減に向けた令和7年度の新たな取組として、**学校栄養職員配置の弾力的運用を3校で実施**

## 3 小学校における学級担任不足への対応状況（各年度5月1日時点）

学級担任 不足の学校数	学級担任 不足への対応		通常学級	特別支援学級
令和6年度 11校※	①教務主任又は支援教育コーディネーターの <b>どちらかが</b> 学級担任を実施	令和6年度	3校（3学級）	7校（7学級）
		令和7年度	5校（5学級）	なし
↓	②教務主任及び支援教育コーディネーターが <b>ともに</b> 学級担任を実施	令和6年度	1校（1学級）	1校（1学級）
		令和7年度	なし	なし
令和7年度 5校	③校長、教頭、教務主任及び支援教育 コーディネーターが学級担任を実施	令和6年度	なし	なし
		令和7年度	なし	なし

※通常学級と特別支援学級のどちらも学級担任不足への対応を行っている学校があるため、通常学級と特別支援学校の対応校数の合計とは異なっている。

## 4 小学校における教職員配置の弾力的運用※（令和7年5月1日時点）

学校栄養職員配置の弾力的運用	養護教諭配置の弾力的運用	学校事務職員配置の弾力的運用
<b>3校</b>	<b>0校</b>	<b>0校</b>

※教員の未充足に対する暫定的な負担軽減措置として、教員の代わりに学校栄養職員、養護教諭、学校事務職員を追加配置し、各々の職能に応じて、これまで教員が行っていた業務の一部を担うことで、教員の負担軽減を図る取組のこと。

※未充足0.5の学校含む

# 川崎市立学校における教員不足への対応状況

- 教員が未充足となっている学校等は、非常勤講師を活用した年度当初の配置見直しにより対応、一人当たりの標準的な持ちコマ数を超えて対応、管理職が自身の保有する教員免許の教科指導を担当することにより、未充足に対応している。
- 教科指導のできる教員が未配置の学校数が年度当初は6校あったが、教科指導の時期の調整により時間割を柔軟に編成して授業を進めながら、臨時的任用教員や非常勤講師の新規任用、免許外教科担任制度による対応を行い、全校で未配置教科の指導を開始（予定を含む。）した。
- 新たに教科指導のできる教員が不足する学校が生じた場合、他校応援や免許外教科担任制度等により対応する。

## 5 中学校の対応状況

### ○教員が未充足となっている学校等の対応例

- ・非常勤講師を活用し、年度当初の配置を見直すことで対応（特別支援学級、不登校支援や少人数指導等の専任業務がある教員について、教科指導も併せて行うことで対応する等）
- ・教科指導を行う教員については、一人当たりの標準的な持ちコマ数を超えて対応
- ・管理職が、自身の保有する教員免許の教科指導を担当することにより対応

### ○教科指導のできる教員が未配置の学校数

	国語	数学	英語	社会	理科	音楽	家庭	技術	美術	保健体育	合計
令和7.4.7	0	0	0	0	0	0	1	4	1	0	6
令和7.5.28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

\* 5月28日時点において、教科指導を開始することが決まっている場合も含む。

### ○教科指導のできる教員が未配置となった学校の対応

担当教科の教員が配置されるまでは、教科指導の時期の調整により、時間割を柔軟に編成することで授業を実施



- ・新たに臨時的任用教員や非常勤講師を任用（1校）
- ・免許所有者が比較的少ない技術や家庭科については、免許外教科担任制度\*による対応を実施（5校）



全校で未配置教科の指導を開始（予定を含む。）

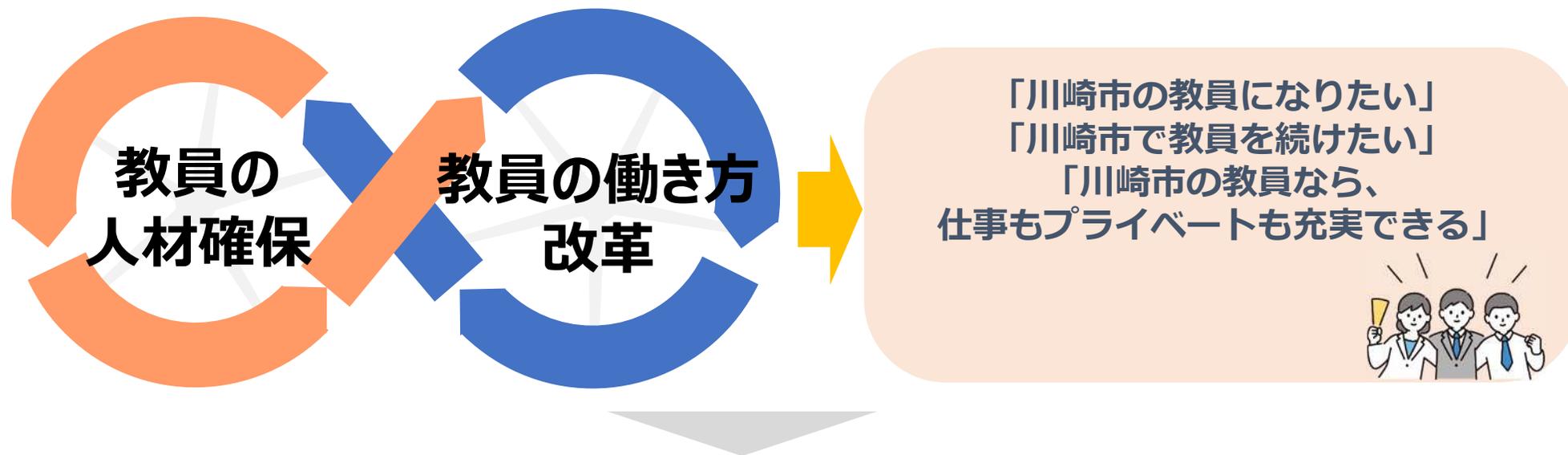
※ 教育職員免許法附則第2項に定める免許外教科担任制度（根拠条文）

教育職員免許法附則第2項 授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中等部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、1年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

# 今後の取組推進の考え方／人材確保に関する今後の対応方針

## 教員の人材確保・働き方改革に向けた考え方

人材の安定的確保と教員の働き方改革を両輪で進めることで、好循環を生み出す。



“持続可能な学校運営体制の構築”を目指す。

## 人材確保に関する今後の対応方針

- ◆ 担任不足が生じている小学校や教科担当教諭の確保に課題が生じている中学校において、**非常勤講師等の配置や、既配置の非常勤講師の週勤務時間数の拡充によるマンパワー補填**の取組を優先して進める。
- ◆ 学校と教育委員会事務局が連携し、**地域に潜在している非常勤講師等の掘り起こし**を進める。
- ◆ **教員採用選考試験の複数回実施の内容検討**を進める。
- ◆ 次年度以降の改善に向けて、**教員不足の解消に向けた下記の取組を推進**する。
  - 教員確保に向けた取組の強化(他自治体の臨時的任用教員等の経験者向けの選考区分の新設など)
  - **大学連携等による中期的な本市教員志願者の掘り起こし**

# (参考1) 川崎市立学校における代替教員の前倒し任用の概要

- ◎ 年度途中で産休、育休を取得する教員の代替教員を、年度の当初から前倒しで任用する取組を実施  
〔R2年度から、新型コロナウイルス感染症対策として、医師の保健指導に基づき在宅勤務となる産休予定者の前倒し任用を、非常勤講師で措置〕
- ◎ 国により5月から7月末までの産育休者の代替教員（臨時的任用職員）の前倒し任用が制度化され、前倒し月数に応じた定数措置を実施 〔R4年11月1日付 文部科学省通知〕

## ■ 文部科学省通知に基づく対応



※ 4月の途中で産育休を取得する教員の代替者は、国加配としては措置されないが、国庫算定の基準日である5月1日時点では産休代替に切り替わっており、国庫負担金の対象になる。

## ■ 文部科学省通知に基づく前倒し任用の実績 (単位：人)

	小学校	中学校	合計
R5年度	12 (8)	4 (6)	16 (14)
R6年度	8 (6)	2 (2)	10 (8)

※ ( ) 内は4月途中で産休を取得する教員の代替として4月1日から任用した臨時的任用職員の外数

## 産休・育休者の業務を代替する教職員の安定的な確保について

### 1. 現状と課題

- 教職員が産休・育休等を取得した場合、従来は、**その都度、臨時講師等を任用**してきたが、近年、産休・育休等の取得者が増加するとともに、教員採用者数の増加に伴い、臨時講師等の主な担い手である既卒受験者の数が減少しており、**臨時講師等を確保することが困難**となっている。
- しかしながら、従来の制度では、給与費が国庫負担の対象となるのは、臨時講師等のみであり、**正規の教職員が産休・育休等の取得者の業務を代替する場合は、国庫負担の対象とならなかった**。

### 2. 対応と期待される効果

- **正規の教職員が産休・育休等の取得者の業務を代替する場合も、国庫負担の対象となるよう、国庫負担金の額の算定方法を定める政令(限度政令)の改正**を行った。

※ 令和6年12月17日閣議決定、令和7年4月1日施行

- これにより、毎年度、一定数の産休・育休等の取得者が出ることを見越して、**あらかじめ正規の教職員を採用**しておき、その**正規の教職員が休業者の業務を代替**することができるようになる。

#### 【期待される効果】

- ・**代替教職員を安定的に確保**できるようになる。
- ・教育委員会や学校が**臨時講師等を探す負担が軽減**される。

<イメージ>

